

栃木市共生社会実現のための障がい者差別解消推進条例施行規

則

(趣旨)

第1条 この規則は、栃木市共生社会実現のための障がい者差別解消推進条例（平成31年栃木市条例第3号。以下「条例」という。）の施行に關し必要な事項を定めるものとする。

(あっせんの申立て)

第2条 条例第18条の規定によるあっせんの申立ては、あっせん申立書（別記様式第1号）により行うものとする。

(勧告)

第3条 条例第20条第2項の規定による勧告は、勧告書（別記様式第2号）により行うものとする。

(公表)

第4条 条例第21条第1項に規定するその他規則で定める事項は、勧告を受けた対象事業者の氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）並びに公表の理由とする。

2 条例第21条第1項の規定による公表は、告示その他の適当と認められる方法により行うものとする。

(委員会の会議)

第5条 栃木市障がい者差別解消推進委員会（以下「委員会」という。）

の会議は、委員長が招集し、その議長となる。ただし、委員の委嘱後最初の会議は、市長が招集する。

- 2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聞くことができる。

(守秘義務)

第6条 委員会の委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、保健福祉部障がい福祉課において処理する。

(補則)

第8条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。ただし、第2条から第4条まで、別記様式第1号及び別記様式第2号の規定は、同年10月1日から施行する。

べつきようしきだいごうだいじょうかんけい
別記様式第1号(第2条関係)

あっせん申立書

ねん がつ にち
年 月 日

あてさき とちぎしちょう
(宛先) 栃木市長

とちぎしきょうせいしやかいじつけん
栃木市共生社会実現のための障がい者差別解消推進条例第18条の
きてい つぎ もうた
規定により、次のとおり申し立てます。

もうしてん 申立人	しめい 氏名	いん (印)
	じゅうしょ 住所	
	でんわばんごう 電話番号	
さべつう 差別を受け たとされる もの 者	もうしたてんほんにんぱあいきにゅうふよう 申立人本人の場合は記入不要です。	
	しめい 氏名	
	じゅうしょ 住所	<input type="checkbox"/> 申立人と同居(記入不要)
もうしたてん 申立人との関係		
さべつ 差別をした もの とされる者	じぎょうしゃしめい 事業者氏名 (法人等にあっては名称及び 代表者の氏名)	
	じゅうしょ 住所	
さべつ 差別の概要		
もと 求めるあつ ないよう せんの内容		
その他参考 となる事項		

べつ き ようしきだい ごう だい じょうかんけい
別記様式第2号（第3条関係）

かんこくしょ
勧告書

ねん がつ にち
年 月 日

さま
様

とちぎしちょう
栃木市長

いん
印

とちぎしきょうせいしゃかいじつけん しょう しやさべつかいしょすいしんじょうれいだい じょうだい
栃木市共生社会実現のための障がい者差別解消推進条例第20条第

2項の規定により、次のとおり必要な措置を講ずるよう勧告します。

かんこく ないよう 勧告の内容	
かんこく りゆう 勧告の理由	

ちゅう かんこく したが ぱあい とちぎ し きょうせいしゃかいじつけん しょう
(注) この勧告に従わない場合は、栃木市共生社会実現のための障が
い者差別解消推進条例第21条第1項の規定により、事業者の氏
めいおよ じゅうしょ ほうじん た だんたい めいしようおよ だいひょうしや
名及び住所(法人その他の団体にあっては、その名称及び代表者の
しめいなら しゅ じむしょ しょざいち かんこく ないようなら こうひょう りゆう
氏名並びに主たる事務所の所在地)、勧告の内容並びに公表の理由
こうひょう
を公表することができます。